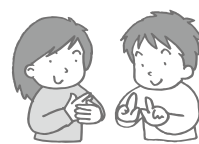




全国の市町村に先駆け、石狩に手話に関する条例が誕生 手話は言語の一つです



まちづくりの新たな胎動をいち早くキャッチしてご紹介するシリーズ「まちづくり最前線」。
第12回は
〈手話〉について。



リポーター
障がい支援課
鈴木 昌裕

昨年12月16日に「石狩市手話に関する基本条例」が石狩市議会で可決され、4月1日から施行される運びとなりました。これは、手話を使う市民にとって石狩での暮らしが、手話の使える住みやすい、働きやすい環境となることを目指すものです。

皆

さんは、家族や友人、仲間、職場の人と毎日のようにコミュニケーションを取っていますか？ 多くの方は、声を出して伝え、相手の声を聞いて理解するという、音声言語の日本語を使っていると思います。

コミュニケーションの手段はほかにもいろいろあつて、その一つに手話があります。手話は、手や指の動き、顔の表情などを使つて話をする視覚言語、つまり目で見える言語です。

ここで市民の皆さんにぜひご理解いただきたいのは、手話は耳の聞こえない人々の方が使う言語であり、その手話には日本語と異なる文法や語彙があり、文化があり、歴史があるということです。

これを理解していただくと、「手話

を知らない人には、手話は外国語と同じである」ことが分かっていただけだと思います。そして、手話を使う方にとって「手話を理解してもらえない環境に暮らすことは、外国に暮らしているのと同じである」ということも…。

実際にこの手話言語への理解はあまり進んでいないのが現状です。そのため、かつては手話がただの身振りとしか思われず、ろう者にとって「手話を使うことに引け目を感じた時代もあった」といいます。

今回制定された「石狩市手話に関する基本条例」が目指すのは、まさにこの「手話が言語である」ことを、地域に暮らす市民がともに理解しあうことにあります。

市

では、20年ほど前から手話講習会を開くほか、市役所に手話通訳者を配置するなどしてきましたが、現在の田岡市長が平成24年1月に、手話に関する条例をつくる旨を表明しました。ろう者との出会いから、自分自身が手話を学び始めた経験を通じて、「みんながそれぞれの言葉を使つて普通に暮らす、そんな当たり前の社会をつくりたい」という願いからでした。

耳が聞こえないことを、聴覚障がいという個人の問題として捉えるのではなく、手話を使いづらい状況は社会によってつくられる問題とみなし、この条例では手話を、人間が生きていく上で欠かすことができない言語の一つとして認めています。

車椅子を使う方のためにスロープを設置し、目の見えない方のためには点字ブロックを設置するように、耳の聞こえない方のためには、手話がいきいきと使える環境を整えよう——そのためには何ができるか、市では、条例制定をステップに、次は具体的な施策へとジャンプできるよう取り組んでいるところです。

手話に関するQ&A

ろう者とはどういう人ですか？

耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のことです。

手話を使う市民は何人いるの？

その数は定かではありませんが、現在、市が把握している人数は約50人です。これは、手話通訳者の派遣要請などから導いた人数ですので、実際にはもっと多くの方が手話を使っているかもしれません。

手話は日本語とどう違うの？

手話は日本語を音声ではなく、手指の動きや表情に変えて表現していると思われがちですが、手話は日本語とは異なる言語で、独自の語彙や文法体系を持っている言語です。日本語や英語などさまざまな言語があるように、世界各国には、異なる語彙や文法体系を持つ手話があります。

この条例の素案は、「石狩市手話に関する基本条例の制定に係る検討会」が7回の審議を重ね、内容をまとめました。同検討会は9人のメンバーで構成され、市内の聴力障害者協会や身体障害者福祉協会、手話・要約筆記のサークル団体、北海道ろうあ連盟の各代表者、学識経験者の方々にご尽力いただきました。



◎ 手話通訳者の派遣サービスをご活用ください！

こんなときに活用しよう！

市では耳が聞こえない、聞こえにくい方が地域で暮らしやすいよう、手話通訳者を派遣し、意思疎通の支援を行っています。現在、2人の専任手話通訳者と、7人の登録手話通訳者がいます。ぜひお気軽にお問い合わせください。費用は無料です！

手話通訳派遣の一例 病院の受診／警察とのやり取り、裁判、調停／学校の授業参観、懇談会、面談／会社の面接、話し合い／住宅相談、自治会の集まり／冠婚葬祭への参加／講座、講演会、研修会への参加／各種手続、諸契約、免許の取得・更新など

申込方法 派遣希望日の10日前までに申請。なお、緊急の場合は随時受け付けていますのでご連絡ください。申請書(市HPから入手)に必要事項を明記し、持参・電話・ファクス・郵送・Eメールで申し込み
申込・問合せ 障がい支援課(〒061-3216花川北6-1-41-1)
 ☎72-3194 ☎75-2270 ✉syougais@city.ishikari.hokkaido.jp

募集 石狩市登録手話通訳者(臨時職員)

応募資格 石狩市または近郊に居住し、石狩市手話通訳者養成講座修了者または同等以上の知識と技能を持つ方

募集人数 2人 **審査内容** 手話表現・読み取り・筆記・面接

選考日時 2/19(水)10:30～ **選考場所** りんくる(花川北6-1)

申込方法 2/10(月)までに履歴書を持参または郵送 ※必着

申込・問合せ 障がい支援課(〒061-3216 花川北6-1-41-1) ☎72-3194

私たち、専任手話通訳者です！

手話通訳とはどんな仕事か、専任手話通訳者の方に聞きました！



町田あゆみさん
(手話通訳歴26年)

音声言語の日本語と手話の言語を交換し、ろう者・聴者ともにより分かりやすく伝えるのが私たちの仕事です。手話がろう者の方の生活にとって欠かせない大切なものであることを、ろう者の方に代わって伝えようという使命感を持って日々取り組んでいます。手話の条例もできました。市民の皆さんには、これを機にろう者の方と出会ったら、どうか選ばれることなく、身振り手振りで構いませんので、交流していただきたいです。

手話通訳は、ろう者の方に伝える際、例えば会場の人たちがなぜ笑っているのか、涙ぐんでいるのかなど細かいニュアンスまで伝えることが大変難しいです。ろう者の方にも同じ体験をさせてあげたいですし、それができたときは、本当にこの仕事をしていて良かったと思います。このたび手話の条例ができたことで、多くの方が手話に興味を持ってくださるといいですね。



丸山亜紀さん
(手話通訳歴8年)